

広報西原 災害臨時号

令和5年7月の豪雨で被災された皆様へ

豪雨災害支援のお知らせ

今年6月30日から降り続いた雨の影響により発生した豪雨災害に対し、以下支援メニューを準備しておりますので、内容をよくご確認いただき、ご活用下さい。

災害廃棄物仮置き場への受け入れ

トレーニングセンター跡地に災害廃棄物の仮置き場を設置いたしました。廃棄物の持ち込みには役場が発行する許可証が必要になります。下記窓口にて許可証を発行しますので、災害廃棄物の持ち込みを行う方は、先に窓口までお越しください。

【窓口】西原村役場保健衛生課

【持参物】身分証明書

【受入期間】7月19日までの9時から16時まで

【仮置き場】トレーニングセンター跡地

【お問合せ】279-4389（保健衛生課）

災害廃棄物処理料金の減免

災害で発生した廃棄物を直接益城・嘉島・西原クリーンセンターへ持ち込む場合、処理料金の減免を受けることができます。減免を受けるためには、先に役場にて申請を行っていただく必要がありますので、以下の通り申請いただきますようお願いいたします。

【窓口】西原村役場保健衛生課

【持参物】身分証明書

【受入期間】平日8時30分から17時15分まで

【処理場】益城・嘉島・西原クリーンセンター

【お問合せ】279-4389（保健衛生課）

り災証明の発行

被災者の方への生活支援などに使用する住家用のり災証明書の申請を受け付けています。

申請をいただいたあと、職員が現地を確認させていただき、内閣府の定める指針に基づき被害区分を判定するため、証明書の発行は後日となります。

【受付場所】西原村役場税務課

【必要書類】身分証明書、被災状況がわかる写真等

【お問合せ】279-4395（税務課）

農地・農業用施設災害復旧申請

今回の豪雨により被災した、農地及び農道・水路などの農業用施設につきましては、災害復旧事業の適用となります。災害復旧事業により復旧をお考えの農家、施設管理組合の方におかれましては、被災申請書を区長取りまとめのうえ、役場建設課までご提出下さい。

【受付窓口】西原村役場建設課

【お問合せ】279-3114（建設課）

被災証明の発行

被災証明は被災した事実を証明するもので、り災証明の対象外である、家財道具や納屋、倉庫、車庫、門、塀などの物件に対しても発行されます。

【受付場所】西原村役場税務課

【必要書類】身分証明書、被災状況がわかる写真等

【お問合せ】279-4395（税務課）

消毒用石灰の配布

住宅が浸水等の被害を受けた家屋の消毒用石灰を下記の通り配布いたします。受け取りには身分証が必要になりますので、忘れずにお持ちください。

【配布場所】西原村役場 駐車場

【配布時間】平日9時から16時30分まで

【お問合せ】279-4389（保健衛生課）